

離職された方へ【お知らせ】

県におきましては、全庁を挙げて日々緊迫する雇用情勢に対応するため、年末の雇用・金融相談窓口の設置や離職者対象に県営住宅への入居を可能とするほか、臨時職員として雇用できるよう準備を進めているところです。

特に、県民の生活に直接関係の深い保健福祉部では、以下のような各種相談や申請受付等を行っておりますので、最寄の保健福祉事務所や社会福祉協議会、市町村等へお問い合わせください。

1 生活保護の相談や申請を検討している方へ

生活保護とは：生活に困っている方に、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る制度です。生活扶助や住宅扶助、医療扶助など内容によって計8種類に分類されます。

問い合わせ先：市部にお住まいの方は市福祉事務所へ、郡部にお住まいの方は町村窓口又は県保健福祉事務所の担当窓口へ

2 生活福祉資金の貸付を希望される方へ

生活福祉資金とは：他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指して行う貸付制度です。(種別)離職者支援資金、福祉資金など計9種類

申込み先：お住まいの市町村社会福祉協議会へ

3 母子家庭・寡婦家庭のお母さんへ

就業支援：母子家庭・寡婦家庭のお母さんを対象に、求人情報の提供や職業紹介等を行っています。

連絡先：母子家庭等就業・自立支援センター(総合社会福祉センター内)へ
024-521-5699(直通)

福島市渡利字七社宮111

月～金曜日の午前9時～午後5時

(参考)上記2の生活福祉資金とは別に、母子家庭及び寡婦家庭を対象とした低利の貸付制度もありますので、お住まいの県保健福祉事務所又は市町村母子福祉担当課へお問い合わせください。

4 保育所への一時保育を希望される方へ

一時保育とは：求職活動等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に保育するものです。

連絡先：市町村の児童福祉担当課

(一時保育を実施していない市町村もありますのでご注意願います)